

Q&A

『FP 技能士 2 級・AFP 合格教本』の内容についてこれまで読者から寄せられた質問を Q&A にまとめました。一読して不明に感じた点などがありましたら、こちらをご覧ください。

【ライフプランニングと資金計画】

合格教本 P44(1)

Question

療養の給付の箇所では70歳以上75歳未満の一定の高所得者とありますが、この高所得者にあてはまる数字を教えてください。

Answer

教本ではわかりやすく「高所得者」と記載しましたが、本来は「現役並み所得者」といいます。**標準報酬月額28万円以上の人**（単身世帯で年収383万円、夫婦世帯で520万円未満である場合は除く）がこれに該当します。

【ライフプランニングと資金計画】

合格教本 P53「2 国民年金の被保険者」表の「第2号被保険者」

Question

「～略～60歳以上であっても厚生年金の被保険者であれば第2号被保険者に該当する」とありますが、在職老齢年金を受給している67歳のサラリーマンも第2号被保険者と考えてよろしいでしょうか？また、このサラリーマンに扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）は第3号被保険者でしょうか？

Answer

このご質問にお答えするには、次の追記が必要です。

「ただし、65歳以上ですでに老齢を支給事由とする年金の受給権を有する者は、**厚生年金の被保険者にはなりませんが、国民年金の第2号被保険者とはなりません**」

67歳で在職老齢年金を受給しているのであれば追記のケースに該当しますので、第2号被保険者ではありません。つまり、国民年金の被保険者ではないのです。したがって、扶養されている配偶者は第1号被保険者として保険料を納付することになります。

【ライフプランニングと資金計画】

合格教本 P57(1)「年金額」

Question

年金額の箇所、平成23年度は40年満額の場合788,900円ですが、この数字は平成24年度も変更がないのでしょうか。

Answer

物価変動などを考慮し、毎年度改定されます。なお、**平成24年度は786,500円に改定**されています。

【ライフプランニングと資金計画】

合格教本 P82「3 確定拠出年金」表「加入者」

Question

『公務員や国民年金第3号被保険者はいずれも加入できない』とあります。では、企業型確定拠出年金に加入していた者が結婚して国民年金第3号被保険者になった場合、強制脱退させられて、個人別管理資産が一時金で支払われる。これによろしいのでしょうか？

Answer

一定の要件を満たさないと、脱退一時金を受け取って脱退することはできません。

以下、企業型確定拠出年金（以下、「企業型」という）が導入されていた企業に勤務していた者が、転職、退職した場合についてご説明します。

【転職のケース1：転職先に「企業型」あり】

転職先の「企業型」に加入する。個人別管理資産は転職先の「企業型」に移換される。

【転職のケース2：転職先に企業年金一切なし】

個人型確定拠出年金（以下、「個人型」という）の加入資格を取得できる。個人別管理資産は「個人型」に移換される。

【転職のケース3：転職先に「企業型」はないが、他の企業年金の制度あり】

「個人型」の加入資格は与えられない。個人別管理資産は「個人型」に移換され、運用指図者となる。

【結婚退職のケース：国民年金第3号被保険者となる】

国民年金第3号被保険者なので「個人型」の加入資格は与えられない。個人別管理資産は「個人型」に移換され、運用指図者となる。公務員に転職した場合も同じ取り扱い。

したがって、国民年金第3号被保険者になったからといって、必ず脱退できるわけではありません。なお、上記のケースで、「個人型」に移換する場合、具体的には**国民年金基金連合会に個人別管理資産を移換すること**になります。

以上の回答は、国民年金基金連合会ホームページ（<http://www.npfa.or.jp/401K/>）を基に作成いたしました。

【金融資産運用】

合格教本P236 「上場株式等の配当等のまとめ」表

Question

特定口座のうち源泉徴収口座を開設し、これに上場株式等の配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに、同一口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算することはできませんか？

Answer

特定口座は特別な制度で、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を証券会社に提出することで、上場株式等の配当等（一定の大口株主等が受けるものを除きます。）を源泉徴収口座に受け入れることを選択することができます。この選択がされた場合、確定申告することなく、その源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡損失との損益通算を行うことができます。

ただし、上記の内容はこれまで出題の実績がないことから、合格教本の趣旨にしたがって記述は控えさせていただきました。236 ページの内容は、特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等の譲渡損失との損益通算を否定するものではなく、あくまでも一般のケース（特定口座以外）とお考えください。

なお、万全を期すのであれば、次の通り追記のうえ学習なさってください。

●上場株式等の配当等

	申告不要	総合課税	申告分離課税
配当控除の適用	×	○	×
上場株式等の譲渡損失との損益通算	×（※）	×	○

（※）特定口座のうち源泉徴収口座を開設し、「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を証券会社に提出した場合、その口座内における上場株式等の譲渡損失であれば自動的に損益通算することができます。なお、他の口座での譲渡損失と相殺する場合などには確定申告が必要になります。

【タックスプランニング】

合格教本P221「2. 所得計算」退職所得控除額の表

Question

勤続20年以下の個所に「40万円×勤続年数（80万円未満の場合は80万円）」とあります。これは「40万円×勤続年数（800万円未満の場合は800万円）」の誤りではないでしょうか？

Answer

800万円は20年勤務した場合の退職所得控除額であって、800万円を退職所得控除額として最低保証しているわけではありません。「800万円未満の場合は800万円」これでは800万円を最低保証していることになってしまいます。

勤続年数1年以下の場合、「40万円×1年＝40万円」となるはずですが、これでは退職所得控除額が過少となってしまう気の毒なので、80万円を最低保証とすることにしました。

これが「40万円×勤続年数（80万円未満の場合は80万円）」の趣旨です。